

客引き行為に対する規制の 強化を求める提言

平成25年9月

大阪維新の会 大阪府議会議員団
大阪維新の会 大阪市議会議員団
客引き行為規制検討プロジェクトチーム

客引き行為に対する規制の強化を求める提言

平成25年9月30日

大阪府知事

松井 一郎 様

大阪市長

橋下 徹 様

大阪維新の会 大阪府議会議員団

客引き行為規制検討プロジェクトチームリーダー 西田 薫

大阪維新の会 大阪市会議員団

客引き行為規制検討プロジェクトチームリーダー 吉村 洋文

第一 総論

近年、大阪市内の繁華街を中心に、居酒屋やガールズバーなどをはじめとする、これまで現行法令のもとでは必ずしも規制の対象とされてこなかった客引き行為が横行しています。とりわけ、歩合制の専門業者が徒党を組んで通行人の前に立ちふさがり、つきまとい、主要駅前や近隣各店舗前での強引な客引きを行うなど、大阪の街での迷惑行為が日常茶飯事に行われています。これらの専門業者は、背後に反社会的勢力の影が見え隠れするなど組織化しており、客引きの態様も悪質化、巧妙化の一途を辿っています。

これらの客引き行為が大阪の繁華街を異様な雰囲気にしており、「大阪の街は怖い」との悪い風評が立てば、大阪の街の安全安心に対する住民の信頼が損なわれるだけでなく、内外からの観光客による国際集客都市を目指す大阪の観光戦略にとっても大きな痛手となるのは明らかであります。

現在、これらの客引きに対して、地域のボランティアの方々が自前で警備員を雇うなどして対応にあたっていますが、上記のような客引き行為を取り締まる明確な根拠法令を欠いた状態でできることにはおのずと限界があり、自治体や警察が彼らに対し一刻も早く協力の手を差し伸べることが切に望まれるところであります。

我々大阪維新の会大阪府議団・大阪市議団は、キタ、ミナミの商店会連盟の方々をはじめとする地域の方々からの、客引き行為に対する早急な規制強化に乗り出してほしい旨の切実なる要望を受ける形で、本年6月、客引き行為に対する規制に係る検討プロジェクトチーム

を発足させ、これまで、大阪府警本部からのヒアリング調査や、キタ・ミナミの商店会との意見交換、そして、大阪に先行して客引き行為に対する規制条例を制定している東京都の豊島区役所、新宿区役所、警視庁の視察を通じて、鋭意、議論を重ねてきました。その結果、以下のとおり提言いたします。

第二 提言内容

- (1) 大阪市長は、繁華街において、市民等が安心して利用若しくは営業できる市内の快適な環境を保持するため、業種を問わず、客引き行為全般を禁止したいわゆる客引き禁止条例を、可及的速やかに制定すること
- (2) 上記市条例において、特に規制の必要性が高い重点地区については、条例の実効性を確保する観点から、違反者の公表はもちろんのこと、違反者に対して罰則としての過料を課す規定を盛り込むこと
- (3) 大阪府知事は、警察官が、地域ボランティア、市役所職員と緊密に連携して上記客引き規制に当たるよう、府警本部に要請すること

第三 提言理由

1 提言(1)について

総論で述べたとおり、大阪における客引き行為は組織化、悪質化、巧妙化の一途を辿っています。ところが、現行の大坂府迷惑防止条例では、客引き規制の対象となる業種は原則として性風俗店などに限られており、これら以外の業種による客引き行為は、立ち止まり、つきまとい等執拗な方法による場合にしか規制されていません。その結果、法令の網の目をかいくぐる形で、居酒屋やガールズバーによる客引きが横行しているのが現状であります。

そこで、大阪市内の繁華街において、業種を問わず、あらゆる客引き行為を取り締まることができる根拠法令を設ける必要があります。

2 提言(2)について

客引き行為全般を禁止する条例が成立したとしても、違反者に対する罰則がなければ、条例の実効性は限定的なものと言わざるを得ません。実際にも、東京都豊島区においては、客引き行為全般を禁止する条例がすでに施行されているにも関わらず、夜の池袋駅周辺のメイン通りでは、居酒屋やメイド喫茶らによる客引き行為が堂々と行われている現場に我々プロジェクトチームの議員団がたびたび遭遇しています。

また、客引き行為をしているのは学生のアルバイトなども多く、彼らを雇用している元締めである客引き専門業者、これを利用している事業者を大阪の街から一掃していく必要があります。

その際には、上記のような悪質な客引きが横行しているのは大阪市内繁華街の特定

エリアに集中していることから、特定エリアを限定した形での罰則規制を設けることが妥当であります。

また、他方で、営業の自由とのバランスに配慮する必要がありますが、この点については、上記のようにエリアを特定すること、また、過料を課すにあたっても、指導、命令等の段階的手続きを踏むことなどで、営業の自由とのバランスを図ることも可能であります。

以上から、市条例には、営業の自由とのバランスを確保しつつ、現在の大坂市内の繁華街における客引きの現状及びこれを規制するための実効性を確保する観点から、違反者に対して過料を課す規定を盛り込むことが必要であります。

3 提言(3)について

提言(1)(2)で示した市条例では、文言上は警察が客引き規制にあたる根拠は見出せません。しかし、地域ボランティアの方々と市役所職員だけでは、客引きの取締りに限界があることは自明であり、とりわけ地域の方々としては警察が客引き規制と一緒になって動いてくれることを切望しています。

我々プロジェクトチームの議員団が東京に視察した際に聞いた話では、地域のボランティア団体の方々は普段から警察に情報提供したり電話で繋がるなど緊密な関係が構築されており、客引き規制についても、行政や警察との間で覚書きを交わしているとのことでした。

大阪においても、警察官が、地域ボランティア、市役所職員と緊密に連携して上記客引き規制に当たることが必要不可欠であります。

以上

参考

大阪維新の会 大阪府議会議員団 客引き行為規制検討プロジェクトチーム
大阪維新の会 大阪市会議員団 客引き行為規制検討プロジェクトチーム

(1)目的

本プロジェクトチームは、近年、大阪市内の繁華街を中心に、居酒屋やガールズバーなどをはじめとする客引き行為が横行し、大阪の街の安全安心に対する住民の信頼と国際集客都市を目指す大阪の観光戦略に悪影響を与えるかねない現状に鑑み、安心して過ごすことのできるまちづくりの実現を目指すため、客引き行為に対する規制を行うことについて、調査・検討することを目的とする。

(2)構成メンバー

①大阪維新の会 大阪府議会議員団 客引き行為規制検討プロジェクトチーム

リーダー 西田 薫
サブリーダー 坂上 敏也
メンバー 池下 卓、岩谷 良平、置田 浩之、紀田 馨、久谷 真敬、竹下 隆、
横山 英幸

②大阪維新の会 大阪市会議員団 客引き行為規制検討プロジェクトチーム

リーダー 吉村 洋文
メンバー 市位 謙太、梅園 周、大橋 一隆、丹野 壮治、福島 しんじ、
美延 映夫、村上 満由、守島 正、山下 昌彦